用していないから」と回答したとのことですから、決済方法および決済事業者の選定についても課題が残されたと思います。

児童相談所開設に向けた人材育成・組織構築

今定例会で審議した令和4年度一般会計予算では、市の児童相談所の基本・実施設計の委託料が計上されています。設計に着手する前提として、当然のことながら職員体制、組織、施設等の計画ができあがっているはずと考え質疑を行いました。

まず職員体制ですが、虐待相談件数の増加に鑑み、全体で150人程度を見込んでいるとのことです。市川市にある県の児童相談所に匹敵する規模です。そのうち、ケースワーク業務全般や緊急一時保護、施設入所措置などを行う児童福祉士を45人程度、心理診断や指導、療育手帳の判定業務などを行う児童心理司をその半数程度、幼児及び学齢以上の児童の行動観察や生活指導、緊急一時保護対応、学習指導などを行う児童指導員、保育士を25人程度と想定しているとのことでした。

県内では柏市が児童相談所の開設を表明しており、東京都23区では、すでに開設済みの4区以外の多くが児童福祉士の配置が困難であるため設置を延期、あるいは人材確保が困難なため設置時期が未定であると報道されています。保育施設の保育士同様、人材不足は避けられません。市は専門職について、大学に出向き専門職を目指す学生に働きかけるなど、職員確保に努める。一時保護所に配置する児童指導員や保育士についても、計画的に確保していく、と答弁しました。施設はできあがったが人の整備が追い付かなかった、というような事態にならないよう、議会としても継続的に職員の獲得状況を確認していく必要があります。

もうひとつ懸念されるのが、職員の疲弊です。以前、視察にうかがった金沢市の児童相談所では、家庭への介入、一時保護に携わる仕事は精神的にも大変過酷で、特定の職員を長期に担当させておくわけにいかず、異動・配置に苦慮しているという話をうかがいました。当市の児童相談所基本構想策定検討会でも委員から、「県の児童相談所で、経験年数が10年前後の有能な職員が疲弊、バーンアウトし、仕事の将来に夢や希望を失い中途退職する例が散見される。適切な人事異動、勤務形態の再検討が必要である」との発言がありました。余裕のある人員の確保と人事制度の整備は、児童相談所運営の要になるはずです。市の見解は、職員の業務負担が過重にならないよう国の配置基準が示されているので、最低限、その基準に沿った人員配置ができるよう（人事を所管する）総務部、関係部署と協議を進めていく。また、職員の精神的負担についても課題として認識しているので、人事異動等の配慮についても総務部と協議していく、というものでした。この点についても、今後の推移を注視していく必要があります。

動物愛護推進議員連盟の活動

市内の公園、学校等の公共施設にいる飼い主のいない猫については、従来の地域猫活動のルールをあてはめることが難しいため、議連として市が主体となりボランティアの協力を得ながら猫のTNRと管理を行うことを提案。現在は、動物行政を所管する保健所衛生指導課および公園を所管する都市整備部公園緑地課と、独自の態勢・ルールによる猫の管理を試行するために協議を続けています。このことについては、経緯・詳細を折ってご報告いたします。



さいとう和夫 プロフィール

平成27年4月の船橋市議会議員選挙に、犬や猫の殺処分ゼロを実現するため立候補し初当選。健康福祉委員、広報委員会委員・委員長を歴任。平成29年10月船橋市動物愛護推進議員連盟を結成、会長に就任。平成31年4月の船橋市議会議員選挙で2度目の当選。総務委員会副委員長を拝命。令和3年4月議員5名とともに会派「飛翔」を結成。会派代表に就任。現在は総務委員会委員長、議会運営委員会委員、広報委員会委員、予算決算委員会理事。
船橋市立高根台第一小学校、高根台中学校、千葉県立薬園台高等学校、中央大学商学部会計学科卒業。翻訳会社、米ニュース誌TIME（Time Inc.）、アシェット婦人画報社（現ハースト婦人画報社）を経て、亡父から引き継いだ小さな会社の代表取締役に。
趣味は音楽鑑賞・演奏（ドラムス、ギター）。家族は母、妻、二女一男、猫7匹（すべて保護猫）。

連絡先

〒274-0065 船橋市高根台1-17-11
電 話:090-2554-7173
メール:ksaito.funabashi@gmail.com
WEBサイト:http://kazuo-saito.com
Facebook:
https://www.facebook.com/saitokazuo.funabashi/

船橋市議会議員

さいとう和夫 市議会レポート

第11号 Mar. 2022

令和3年末の第4回定例会および令和4年第1回定例会で行った主な質疑をまとめてご報告いたします



【令和3年度第4回定例会】

障がいのあるお母様の育児支援

きっかけは、進行性の難病で障がい者認定を受けている女性からの相談でした。この方は小学生のお子さんと二人暮らしのシングルマザーで、家事援助の介護サービスを利用しておられます。ところが、お子さんの世話をするための家事援助サービスを利用できるのはお子さんが12歳になるまでという制限があると、担当のケアマネジャーから知らされたとのこと。この方は、ご自身の難病が進行性のものであるため、お子さんの面倒をまったく見られなくなるのでは、と大きな不安を抱えておられました。その後、市の制度を確認したところ、そのような制限が確かに設けられていました。一方、厚生労働省から令和3年7月に、概ね以下のような事務連絡が出されていたことがわかりました。

> 障害者総合支援法下における居宅介護等の「育児支援」は、次の①から③のすべてに該当する場合に、個々の利用者、子ども、家族等の状況を勘案し、必要に応じて居宅介護等の対象範囲に含まれるものとする。
>
> ①利用者（親）が障害によって家事や付き添いが困難な場合
> ②利用者（親）の子どもが一人では対応できない場合
> ③他の家族等による支援が受けられない場合

質疑では、市は12歳という子どもの年齢制限を設けている理由として、子供の成長とともに基本的な生活習慣の自立が図られること。また、育児支援が終了しても、障がい者ご本人へのサービスとしてホームヘルパーによる掃除・洗濯・調理等の支援が継続されることをあげました。しかし、12歳というとお子さんが中学生になって勉強量が増え、部活動等で多忙になる時期です。一方、お母様の病状が進行すれば、お子さんがヤングケアラーと呼ばれるような立場に追い込まれる可能性もあります。中学生になれば、身の回りのことは自分でできるようになるべきですが、それも程度問題です。ヘルパーさんにしても、お子さんが12歳になって以降、援助対象者（お母様）の分だけ食事の用意や洗濯などをすることができるでしょうか？12歳という年齢制限は、このように運用面で不自然、不明瞭な部分を残すことになります。以上のことを主張した結果、市は育児支援について、支給対象を18歳までとする方向で検討すると回答しました。（その後、対象が18歳まで拡大されました。）

飼い主のいない猫対策

船橋市では、飼い主のいない猫の繁殖抑制のため、不妊・去勢手術を全額市の負担で行っています。手術は市指定の動物病院か動物愛護指導センターで受けることができます。令和2年度までは年に2回、期間を限定して手術の申し込みを受け付けていましたが、この制度では必ずしも猫の繁殖期に合わせて手術を実施することができず、あるいは猫の保護が想定どおりに進まなかった場合などに、手術を受けさせられない猫が残ってしまうなどの問題がありました。

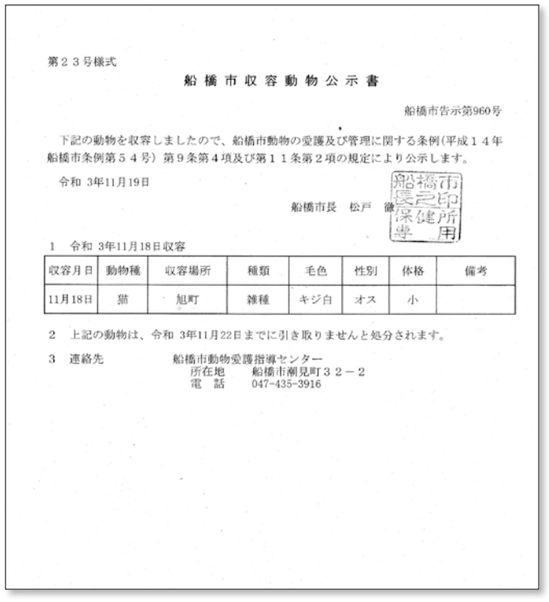
そのため、私はかねてから年に2回ではなく、通年で赴任・去勢手術事業を実施すべきであると主張してきました。その結果、令和3年度から随時申し込みを受け付ける制度に改まりましたが、新たな問題が起こりました。協力病院での手術が早々に予定数に達してしまい、動物愛護指導センターでの手術しか選択肢がなくなってしまったのです。動物愛護指導センターまで猫を連れていく手段がなく、あるいは希望する動物病院の枠が埋

まってしまい、手術を断念した方が少なからずいると思われます。市民からの相談、苦情に対応しながら手術を行っているセンター職員の過重労働も心配されます。

質疑では以上の点を踏まえ、協力病院での手術枠を拡大し、あわせてボランティア、市民の皆さんが保護した猫を連れていきやすいように協力病院の配置を見直していただけるよう要望しました。これに対し市からは、獣医師会の加盟病院に引き続き協力を呼びかけるとともに、手術枠の拡大については関係部局と協議調整していくとの答弁がありました。（なお、飼い主のいない猫は、寄生虫や感染症の保有状況がわからないため、事業へのご理解はいただきながらも、隔離できる診察室がない等の事情で受入れができない動物病院があります。）

収容動物の公示

市では、動物愛護指導センターで所有者の不明な犬や猫の引取りを行ったときや負傷動物を収容した際に、飼い主に収容の事実を知らせるため、「収容動物公示書」という書類を市役所と出張所に貼りだす決まりになっています。つまり、迷子になった動物を所有者に引き取ってもらうのがこの公示の目的ですが、ほぼ役に立っていないと言わざるを得ません。



第２３号様式

船橋市収容動物公示書

船橋市告示第960号

下記の動物を収容しましたので、船橋市動物の愛護及び管理に関する条例（平成１４年船橋市条例第５４号）第９条第４項及び第１１条第２項の規定により公示します。

令和 3年11月19日

船橋市長　松戸　徹

船橋市保健所長之印

1　令和 3年11月18日収容

収容月日	動物種	収容場所	種類	毛色	性別	体格	備考
11月18日	猫	旭町	雑種	キジ白	オス	小	

2　上記の動物は、令和 3年11月22日までに引き取りませんと処分されます。

3　連絡先　船橋市動物愛護指導センター
所在地　船橋市潮見町３２－２
電　話　047-435-3916

公示書では、引き取った動物の犬・猫の種類、収容場所、毛色、性別、体格が表になっていますが、これだけの情報では子犬・猫なのか成犬・猫なのかわかりません。また、表の下に「上記の動物は、〇月〇日までに引き取りませんと処分されます」と記されています。この「処分」という言葉を、多くの人は「殺処分」と理解するのではないでしょうか。市は質疑で、『環境省の告示には、「処分」は「所有者への返還、飼養を希望するものへの譲り渡し、及び殺処分とする」と明記されている』と説明しましたが、環境省の定義などほとんどの人が知らないはずです。いくら動物愛護指導センターが収容動物の譲渡に力を入れても、これではセンター＝動物を殺すところという誤った、悪いイメージを変えることはできません。

総務部に確認したところ、公示には告示番号、日付、発信者名など最低限の要素と書式について決まりがあるだけで、内容や表現については決まりはないとのことでしたので、私は「処分」という表現を使わないようにしたり、動物の写真入りにしたりする等、工夫・改善の余地があるのではないかと指摘しました。その後、このことは、市が開催する動物愛護管理対策会議でも協議事項となり、改善策が検討されています。小さなことですが、人に指摘されるまで漫然と前例踏襲で事務を続けるのではなく、常に見直しを行う姿勢が行政には望まれると思います。

【令和４年度第１回定例会】

毎年、第1回定例会では議案質疑と一般質問ではなく、市政執行方針および議案に対する質疑が行われます。私は①キャッシュレス決済ポイント還元事業（令和3年度一般会計補正予算）、②児童相談所開設に向けた人材育成・組織構築、③海老川上流地区のまちづくり、④財政の見通しについて質疑を行いました。本レポートでは①と②を取り上げ、③と④については以前からの経緯もありますので、別の機会にご報告します。

キャッシュレス決済ポイント還元事業

これは、市内店舗でキャッシュレス決済を行った消費者に決済金額の20%を還元することにより、新型コロナウイルス感染症で影響を受けている店舗の経営支援とキャッシュレス決済の普及を図ろうという事業で、令和3年度第3回定例会において、国の新型コロナウイルス対策臨時交付金を原資とする補正予算12億6,400万円が上程されました。私はこの予算案に反対しましたが、議会では賛成多数で可決され、事業は12月1～31日の期間に実施されました。私が反対した主な理由は以下のとおりです。

◆コロナ禍による巣ごもり需要で売り上げを伸ばしている大手スーパー、ドラッグストアチェーンなどをさらに利することになり、個人経営などの中小規模の店舗にはメリットが行きわたらない可能性が大きい。
◆新型コロナウイルス蔓延防止措置に協力せず、通常どおりの営業を続けている飲食店もこの事業に参加できる。市が適当でないと認める店舗は決済システム上で除外できるとの説明があったが、市は問題のある店舗を特定できていない。
◆国のGO TO政策と同じく、キャンペーンを利用するのは経済的に余裕のある人が大多数で、生活に困窮している人の救済につながらない可能性が大きい。
◆スマートフォンの使い方に習熟していない高齢者にとっては利用しにくい事業である。市はキャッシュレス決済に不慣れな方のための使い方セミナーを開催すると説明しているが、事業実施までの期間が短く、多くの方が参加するとは思えない。



今定例会では、以上の事業の利用実績が見込みを上回ったため、ポイント還元の原資および関連費用として約5億3千万円の補正予算が上程されました（当初予算と合計すると総事業費17億9,500万円）。また、キャッシュレス決済事業者（PayPay）による消費喚起効果の分析、対象店舗アンケートおよび市民アンケートの結果も出たとのことでしたので、事業の効果検証を目的として質疑を行いました。

まず、この事業に対する市の自己評価は以下のようなものでした。

◆キャンペーン期間（令和3年12月）の対象店舗の決済総額は、前月比で587%（資本金5千万円以上の大規模店舗が612%、それ以外の中小店舗が500%）だった。
◆受託事業者（PayPay）が対象店舗のうち中小店舗を対象に行ったアンケートでは、53%がキャンペーンにより売り上げが増加したと回答した。
◆市民アンケートでは、30.4%の人が普段より高い買い物をした、52.9%の人が普段より多く買い物をした、53.9%の人が普段よりキャッシュレスを多く使った、9.8%の人がキャッシュレス決済を使い始めるきっかけとなったと回答した。
◆以上の結果から、この事業は消費活性化とキャッシュレス決済推進に一定の効果があったと考える。

キャンペーンを実施した12月は年末商戦の時期ですから、前月との比較で効果があったと判断するのは間違いです。また、決済総額が伸びたといっても、現金や他のキャッシュレス決済が事業者のサービスに置き換わっただけという可能性もあり、消費喚起効果がどの程度あったかの判断材料にはなりません。中小店舗アンケートで、53%が売り上げが増加したと回答したとのことですが、いつに比べて増加したのかが明らかになっていません。上述のとおりキャンペーン期間は年末商戦と重なり、コロナウイルス感染拡大が一時沈静化した時期でもありますから、それまでの通常月と比べて売り上げが増加しただけだとしたら、キャンペーンの効果があったとは言えないと思います。

市民アンケートで、キャンペーン利用者のうち普段より高い買い物をしたと答えた人が30.4%だったとのことですが、見方を変えれば約7割の人は普段通りの買い物しかしていないということです。また、52.9%が普段より多く買い物をしたとのことですが、年末という季節要因を考えると、この数値は決して高いとは言えません。生活に困窮している方にとってメリットがあったかについては、データがなく、検証することができませんでした。

キャッシュレス決済事業者から提供されたデータによると、キャンペーンによる決済額のおよそ8割は大型店舗に集中しており、小規模店舗や個人経営の店舗に行きわたらないのではないかという懸念を裏付ける結果となっています。市の説明によると、ショッピングセンターでは入居テナントのキャッシュレス決済をショッピングセンターが代表して加盟するため、実際の中小規模店舗での利用は決済事業者の報告よりも多いはずであるとのことでしたが、その割合はごく一部であると思われます。

総じて、この事業に一定の消費喚起効果はあったのでしょうが、その効果がコロナ禍によるダメージを軽減するという事業の目的にかなったものだったのか、およそ17億9,500万円という投資額に見合ったものだったのか、という点については、大きな疑問が残されたと思います。市民アンケートで、キャンペーンの利用率が34%だったという報告がありました。我が国のキャッシュレス決済比率が、2020年の消費者庁の統計によると29.7%で、PayPayのようなQRコード決済の割合はそのうちのごくわずかですから、この決済方法の普及という点では効果はあったのでしょうが、コロナ禍による経済的ダメージの軽減とキャッシュレス決済の普及のどちらを優先して考えるべきだったかについては、しっかりと検証すべきです。また、キャンペーンを利用しなかった66%の市民のうち、6割以上がその理由として「対象キャッシュレスを利